

## 平塚市図書館ホームページみんなの掲示板掲載要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、平塚市（以下「市」という。）の新たな財源の確保及び図書館の情報提供事業の一環として平塚市図書館（以下「図書館」という。）がインターネット上に公開している図書館ホームページへの広告掲載コーナー（以下「みんなの掲示板」という。）について、平塚市広告掲載要綱に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (掲載内容の基準)

第2条 みんなの掲示板に掲載できる内容は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 掲載内容が文化活動に関するもの。
- (2) 主な活動場所が市内又は図書館が広域利用の協定を結んでいる市町の団体及び個人からの申込みのもの。
- (3) 個人からの申込みにあつては、図書館の利用登録をしているもの。

2 みんなの掲示板に掲載しない内容は、次のとおりとする。

- (1) 営利目的の宣伝、広告活動にあたるもの。
- (2) 宗教的教宣活動にあたるもの。
- (3) 政治的活動にあたるもの。
- (4) 個人宣伝にあたるもの。
- (5) 掲載意図、内容が明確でないもの。
- (6) 図書館資料の貸出を延滞している個人から申込みを受けたもの。
- (7) その他、市長が掲載を不相当と認めたもの。

### (掲載申込み)

第3条 掲載申込みは、次のとおりとする。

- (1) みんなの掲示板に掲載しようとするもの（以下「申込者」という。）は、図書館ホームページみんなの掲示板掲載申込書（第1号様式）又は図書館ホームページの申込みフォームにより市長に申し込まなければならない。
- (2) 掲載は1箇月を単位とし、1度に受付ける掲載期間は、12箇月を限度とする。ただし、年度を越える期間を指定することはできない。
- (3) 同一申込者からの申込みは、3枠を限度とする。
- (4) 掲載開始日及び終了日は、市長が定める。
- (5) 電話での掲載依頼は受け付けない。

### (掲示板の掲載位置)

第4条 図書館ホームページ内でみんなの掲示板を掲載する位置と URL は、市長が指定するものとする。

2 みんなの掲示板掲載画面内での位置は、申込みがあつた順に掲載するものとする。

3 図書館ホームページ閲覧者の利便性等から、掲載内容の近いものを集約して掲載する時には、その内容の中での掲載順位は前項のとおりとする。

(掲示板の規格及び表現)

第5条 みんなの掲示板で使用する文字の種類や大きさ、色等のデザインについては、図書館ホームページで使用している標準のものとする。

(掲載料)

第6条 みんなの掲示板掲載料は、1枠当たり月額3,000円とする。

- 2 ただし、連続する掲載が3箇月を超えるものについては、9,000円を上限とする。
- 3 前項で定めるものの他、臨時的に適用する掲載料は別に定めるものとする。

(公募)

第7条 みんなの掲示板の募集は、原則として図書館ホームページで行うものとする。

- 2 みんなの掲示板掲載の申込み受付の期間は、市長が定める。
- 3 みんなの掲示板掲載の募集の枠数は、市長が定める。

(掲載の決定)

第8条 市長は、掲示板掲載の可否を決定し、図書館ホームページみんなの掲示板掲載審査結果通知書(第2号様式)により、申込者に通知する。

- 2 市長は、みんなの掲示板掲載を適当と認める申込みが掲載枠数を超えるときは、掲載の申込みがあった順に決定する。ただし、市の団体、個人からの申込みを優先することができる。

(掲載料の納付)

第9条 前条の規定によりみんなの掲示板掲載の決定を受けた申込者は、市長が指定する期日までに、市が送付する納入通知書によりみんなの掲示板掲載の決定を受けた期間の全額の掲載料を納付しなければならない。

(原稿の変更)

第10条 市長は、提出のあった原稿が、図書館ホームページに掲載するものとして適当でないと判断したときは、申込者に対して原稿の変更を求めることができる。

(内容の責任)

第11条 掲載の内容に関する一切の責任は、申込者が負う。

(リンク先)

第12条 申込者は、掲載のリンク先のURLや内容を変更しようとするときは、その変更しようとする期日の1週間前までに市に連絡しなければならない。

(掲載期間の延長)

第13条 掲示板掲載期間中、図書館の都合その他の申込者の責めに帰さない理由により掲載ができなかったときは、掲載しなかった日数に応じて掲載期間を延長する。ただし、その日数が1日未満の場合は、掲載期間の延長は行わない。

(掲載の取消し)

第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、みんなの掲示板掲載の決定を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までにみんなの掲示板掲載料の納付がなかったとき。
- (2) 変更を依頼した原稿の提出が指定する期日までになかったとき。
- (3) 申込者又は掲載内容が不相当であると判断したとき。
- (4) その他図書館ホームページへの掲示板掲載が適切でないと市長が判断したとき。

2 市長は、前項の規定によりみんなの掲示板掲載の決定を取り消したときは、図書館ホームページみんなの掲示板掲載取消決定通知書(第3号様式)により、申込者に通知する。

(掲載の取下げ)

第15条 申込者は、自己の都合により、みんなの掲示板掲載を取り下げることができる。

2 前項の規定によりみんなの掲示板掲載を取り下げるときは、申込者は、取り下げする日の1週間前までに、図書館ホームページみんなの掲示板掲載取下申出書(第4号様式)により市に申し出なければならない。

(掲載料の返還)

第16条 納付済みのみんなの掲示板掲載料は、返還しない。ただし、市が第14条第1項第4号の規定によりみんなの掲示板掲載の決定を取り消した場合において、その事由が申込者の責めに帰さないときは、納付済みのみんなの掲示板掲載料を当該申込者に返還することができる。

2 前項ただし書の規定により返還するみんなの掲示板掲載料は、みんなの掲示板掲載の決定を取り消した日の属する月の翌月以降の納付済月額的全額とする。

3 第1項ただし書の規定により返還するみんなの掲示板掲載料には利子を付さない。

4 みんなの掲示板掲載料の返還を受けようとするものは、図書館ホームページみんなの掲示板掲載料返還請求書(第5号様式)により市に請求するものとする。

(その他)

第17条 利用申込みを必要とする施設(公民館等)で行おうとする団体については、掲載月の前月10日までに利用が確定したことを中央図書館へ連絡することとし、確定しない場合は掲載しない。

2 この基準に定めるもののほか、みんなの掲示板に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年1月1日から施行する。

この要綱は、平成21年2月1日から施行する。

この要綱は、平成23年9月1日から施行する。

この要綱は、平成24年3月7日から施行する。

第1号様式（第3条関係）

平塚市図書館ホームページみんなの掲示板掲載申込書

年 月 日	
(提出先)	〒 平塚市長
	住所又は所在地 .....
	ふりがな 団体の名称・代表者名（個人の方は氏名） .....
	図書館カード番号（個人での申込みの方のみ） .....
	電 話 ( ) .....
	F A X ( ) .....
	電子メールアドレス .....
（団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。） 平塚市図書館ホームページみんなの掲示板掲載について、次のとおり申し込みます。	
掲載希望期間	年 月から 年 月まで（計 箇月）
団体でお申込みの方のみ下記を御記入ください。	
団体の概要	
申込者連絡先	担当部署・ <sup>ふりがな</sup> 氏名
	電 話 番 号 ( )
	F A X 番 号 ( )
	電子メールアドレス
	住 所（掲載審査決定通知書等の送付を申込者の住所に希望される方のみご記入ください） 〒
「平塚市広告掲載要綱」「平塚市広告掲載基準」「平塚市図書館ホームページみんなの掲示板掲載要綱」を遵守します。 平塚市広告掲載要綱第2条第1号エからキで定める基準に該当しないことを確約します。	

\*ご記入いただいた内容は、みんなの掲示板の掲載事務手続き及び掲載でのみ使用いたします。

\*本市では、平成23年7月1日から平塚市暴力団排除条例を施行しており、第3条、第5条に基本理念、市民及び事業者の役割を規定しています。これに則り第7条の規定により暴力団を排除しようとする場合において、必要があると認めるときは、神奈川県警察本部長に意見を聴く場合があります。

掲載希望の内容は、裏面にご記入ください。

掲載内容

<p>*会費、参加費等の費用がかかる場合は、必ずその金額をご記入ください。</p> <p>*営利を目的とする内容は、掲載できません。</p> <p>*場合によっては、内容の変更をお願いすることがあります。</p>		
<p>内容の種類（該当するもの1つにチェック）</p> <p><input type="checkbox"/> イベント <input type="checkbox"/> 発表 <input type="checkbox"/> 教室 <input type="checkbox"/> 募集 <input type="checkbox"/> その他（                      ）</p>		
<p>タイトル</p>		
内 容		
開催場所		
開催日時		
参加対象・条件		
申込み方法		
費用（会費・参加費等）		
掲載を見た方からの問い合わせ先	名称	
	住所・電話番号・メールアドレス等	
リンク先 URL (希望される方のみ)		

第2号様式（第8条関係）

平塚市図書館ホームページみんなの掲示板掲載審査結果通知書

第 号  
年 月 日

様

平塚市長

印

次のとおり決定しましたので通知します。

決定区分	<input type="checkbox"/> 掲載します 変更依頼事項 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし (変更原稿提出期限 年 月 日 )
	<input type="checkbox"/> 掲載しません 【理由】
掲載枠数	枠
掲載期間	年 月 日から 箇月
掲載料	円 (3,000円× 枠× 箇月) ※同封の納入通知書により、納期限までに指定の場所でお支払いください。

・「平塚市広告掲載要綱」「平塚市広告掲載基準」「平塚市図書館ホームページみんなの掲示板掲載要綱」を遵守すること。

平塚市広告掲載要綱第2条第1号エからキで定める基準に該当する場合には、平塚市は広告の掲載を取り消します。この場合、これにより生じた損害に対して市は責任を負いません。また、納付された広告掲載料は還付いたしません。なお、市に対して損害を与えた場合には、その損害を賠償しなければなりません。

第3号様式（第14条関係）

平塚市図書館ホームページみんなの掲示板掲載取消決定通知書

第 号  
年 月 日

様

平塚市長



次のとおり決定しましたので通知します。

取消区分	<input type="checkbox"/> 掲載料が未納 <input type="checkbox"/> 掲載原稿が未提出 <input type="checkbox"/> 掲載主又は掲載内容が不適當 <input type="checkbox"/> その他
	【理由】
取消年月日	年 月 日
掲載料	<input type="checkbox"/> 返還なし <input type="checkbox"/> 返還あり 円 (3,000円× 箇月)

※ 返還がある場合は、平塚市図書館ホームページ掲示板掲載料返還請求書（第5号様式）を提出してください。

第4号様式（第15条関係）

平塚市図書館ホームページみんなの掲示板掲載取下申出書

年 月 日	
(提出先) 平塚市長	
住所又は所在地 _____	
氏名 <small>ふりがな</small> _____	
電話 _____ ( )	
F A X _____ ( )	
電子メールアドレス _____	
(団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。)	
平塚市図書館ホームページへの掲示板掲載を取り下げたいので、次のとおり申し出ます。	
取下げ 年 月 日	年 月 日
理 由	

※ 「取下げ年月日」の欄は、すでに掲示板の掲載をしている場合に記載してください。

\* ご記入いただいた内容は、みんなの掲示板の掲載取下げ事務手続きでのみ使用いたしません。

第5号様式（第16条関係）

平塚市図書館ホームページみんなの掲示板掲載料返還請求書

年 月 日							
<p>(提出先) 平塚市長</p> <p style="text-align: right;">住所又は所在地 -----</p> <p style="text-align: right;">ふりがな 氏 名 -----</p> <p style="text-align: right;">電 話 ----- ( ) -----</p> <p style="text-align: right;">F A X ----- ( ) -----</p> <p style="text-align: right;">電子メールアドレス -----</p> <p style="text-align: center;">(団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。)</p> <p>平塚市図書館ホームページへの掲示板掲載料について、次のとおり返還を請求します。</p>							
請 求 金 額	円						
返還請求期間	年 月から 年 月まで (計 箇月)						
振 込 金 融 機 関	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 60%;">銀行</td> <td>本店</td> </tr> <tr> <td>農業協同組合</td> <td>支店</td> </tr> <tr> <td>金庫</td> <td>支所</td> </tr> </table>	銀行	本店	農業協同組合	支店	金庫	支所
	銀行	本店					
	農業協同組合	支店					
	金庫	支所					
<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 30%;">預金種目</td> <td style="width: 35%;">1 普通</td> <td style="width: 35%;">2 当座</td> </tr> </table>	預金種目	1 普通	2 当座				
預金種目	1 普通	2 当座					
<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">支店番号</td> <td style="width: 50%;">口座番号</td> </tr> </table>	支店番号	口座番号					
支店番号	口座番号						
<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 100%;">口座名義人 (カタカナ)</td> </tr> </table>	口座名義人 (カタカナ)						
口座名義人 (カタカナ)							

※ 口座名義人は、請求者本人としてください。

\* ご記入いただいた内容は、みんなの掲示板掲載料返還事務手続きでのみ使用いたします。